

南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、住宅用地球温暖化対策設備（以下「対象設備」という。）を導入する者に対し、南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南知多町補助金等交付規則（昭和50年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、対象設備とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住宅用太陽光発電施設

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもの。（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が50キロワット未満の設備に限る。）

(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの。

(3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。

(4) 定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。

(5) 電気自動車等充給電設備（V2H）

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた

住宅への電力の供給が可能なもの。

(6) 太陽熱利用システム

太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器及びその熱媒体を貯める貯湯部または蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器及び貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。）又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（以下「強制循環型」という。）。

(7) 断熱窓改修

既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。））による断熱改修工事をいう。

(8) 高性能外皮等

新築の戸建住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備をいう。ただし、本要綱におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅をいう。

（補助対象設備）

第2条の2 補助金の交付対象となる対象設備は、未使用のもので、かつ、リース品でないものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に該当するものとする。

(1) 前条第1号から第7号までの対象設備 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領における設備に関する要件を満たしたものであること。

(2) 前条第8号の対象設備 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入

促進費補助金取扱要領における設備に関する要件を満たしたものであること、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）によるZEHの基準を満たしたものであること。

2 対象設備の区分は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助対象者）

第3条 この補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

（1） 次のいずれかに該当する者であること。

ア 自らが所有し、かつ、居住する町内の住宅（集合住宅は除く。以下この条において同じ）に対象設備を新たに設置する者

イ 第三者が所有する町内の住宅に居住する者で、当該住宅の所有者の承諾を受けて、当該住宅に対象設備を新たに設置する者

ウ 自らが所有し、かつ、居住する目的で住宅を町内に新築し、これに合わせて対象設備を設置する者

エ 自らが居住する目的で建売住宅供給者から町内の対象設備付き住宅を購入する者（以下「設備付き住宅購入者」という。）

オ 自らが所有し、かつ、居住する目的でZEH（集合住宅は除く。以下この項において同じ。）を町内に新築する者（以下「ZEH設置者」という。）

カ 町内に新築されたZEHを自らが居住する目的で購入する者（以下「ZEH購入者」という。）

（2） 実績報告書の提出時に、対象設備の設置場所において住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）第5条の規定により当町の住民基本台帳に記録されている者

（3） 住民登録がある市町村の市町村税を滞納していない者

（4） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は当該暴力団若しくは暴力団員と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行うことのない者

（5） 対象設備を設置する住宅が店舗等併用住宅である場合は、延床面積の2分の1以上が居住の用に供するものであり、自らが所有

し、かつ、居住する者であること又は自らが居住する目的で購入する者

- 2 同一の対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、第11条の規定による当該対象設備の処分の承認を必要とする期間が経過している場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- 2 補助金の限度額は、別表第2に掲げる額とする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要事項を記入の上、別表第3に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第3条第1項第1号ア、イ及びウに掲げる者 対象設備に係る設置工事の着工14日前
 - (2) 設備付き住宅購入者 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記をする14日前
 - (3) ZEH設置者 ZEHの工事着工14日前
 - (4) ZEH購入者 ZEHの所有権保存登記又は所有権移転登記をする14日前
- 3 第1項の規定による申請は、毎年4月1日（同日が閉庁日に当たる場合は直後の開庁日）を初日として先着順で受け付けるものとする。ただし、第8条に規定する期限までに補助金の実績報告を提出できないような日程の申請は、これを受け付けないものとする。
- 4 補助金の申請は、まちなみ環境課窓口で開庁時間に行い、郵送、電子メール等での申請は受け付けないものとする。

5 町長は、交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、交付申請書を受け付けないものとする。

6 申請者は、委任状を提出することにより、交付申請等の手続きを第三者に委任することができる。

（交付の決定等）

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の申請及び承認）

第7条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書に記載された内容を変更するとき又は対象設備の設置、購入若しくは交付の申請を中止しようとするときは、速やかに南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認申請書（様式第4号）にその変更内容の分かる書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 前項の変更について、交付の決定を受けた額を増額する申請はできないものとする。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更承認通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金実績報告）

第8条 交付決定者は、対象事業が完了した日から起算して60日以内又は当該年度の2月末日（同日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）のいずれか早い日までに、南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に別表第4に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の対象事業が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

- (1) 電力会社との電力需給契約に係る系統連携・受給開始日のお知らせ発行日（住宅用太陽光発電システムに限る。）
- (2) 対象設備の保証書に記載される保証開始日
- (3) 国のZEH支援事業の補助金額確定通知日（ZEH（高性能外皮等）に限る。）
- (4) 対象設備の設置工事又は対象設備付き新築住宅の購入に係る支払いが完了した日
（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助金交付確定者」という。）は、町長に対し南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書（様式第8号）により補助金の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（取得財産の管理及び処分）

第11条 補助金交付確定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により発電量等の維持に努めなければならない。

2 補助金交付確定者は、別表第5に掲げる期間内において、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。

3 補助金交付確定者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ南知多町住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産を処分する場合はその限りでない。

- 4 町長は、前項の処分承認申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、取得財産の処分を承認するときは、南知多町住宅用地球温暖化対策設備処分承認通知書（様式第10号）により、補助金交付確定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者又は補助金交付確定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- （2） 補助金の交付の条件に違反した場合
- （3） 第7条第1項の規定による交付申請の取下げの申し出があった場合
- （4） 第8条第1項に規定する日までに実績報告書を提出しない場合
- （5） 前条第2項に違反した場合
- （6） 対象設備の使用条件を変更した場合
- （7） その他町長が不相当と認めた場合

- 2 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合、既に補助金が支払われているときは、当該補助金額の全部または一部の返還を南知多町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金返還命令書（様式第12号）により命ずることができる。

- 2 前項の規定により、返還命令を受けた者は、当該命令の日から起算して30日以内に返還するものとする。

（現地調査）

第14条 町長は、補助金を適正に交付するため、対象設備の設置状況等を必要に応じて確認するものとする。

（協力）

第15条 町長は、補助金交付確定者に対し、必要に応じて、地球温暖化

防止に関する啓発事業への協力、売電量及び買電量等設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

- 2 補助金交付確定者は、前項の規定により協力を求められた場合は、これに協力するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 2 条の 2 関係）

単独設置・一体的導入の別	設備の区分
単独設置	家庭用エネルギー管理システム（H E M S）
単独設置	家庭用燃料電池システム（エネファーム）
単独設置	定置用リチウムイオン蓄電システム
単独設置	電気自動車等充給電設備（V2H）
単独設置	太陽熱利用システム
一体的導入	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、定置用リチウムイオン蓄電システム）
一体的導入	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、電気自動車等充給電設備（V2H））
一体的導入 （既存戸建住宅改修のみ 対象）	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、断熱窓改修工事）
一体的導入（新築戸建住宅 のみ対象）	一体的導入【Z E H】（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、高性能外皮等）

別表第 2（第 4 条関係）

設備の区分	補助金の額
家庭用エネルギー管理システム（H E M S）	補助対象経費の額とし、10,000円を限度とする。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象経費の額とし、100,000円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の額とし、150,000円を限度とする。
電気自動車等充給電設備（V2H）	補助対象経費の額とし、50,000円を限度とする。
太陽熱利用システム	補助対象経費の額とし、自然循環型16,000円、強制循環型48,000円を限度とする。
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、定置用リチウムイオン蓄電システム）	補助対象経費の額とし、210,000円を限度とする。
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、電気自動車等充給電設備（V2H））	補助対象経費の額とし、110,000円を限度とする。
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、断熱窓改修工事）	補助対象経費の額とし、120,000円を限度とする。
一体的導入【Z E H】（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、高性能外皮等）	補助対象経費の額とし、160,000円を限度とする。

別表第3（第5条関係）

設備の区分	提出書類
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	1 設備の設置概要書 2 工事請負契約書又は売買契約書の写し 3 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し） 4 設備を設置又は購入しようとする住宅の位置図、住宅全体の平面図 5 工事着工前の設置予定場所の現況写真又は住宅引渡し前の設置場所の現況写真（カラー写真） 6 設備の規格等がわかるパンフレット等の参考書類 7 申請等の手続きを委任する場合は委任状 8 申請時に住民登録がある市町村の市町村税の完納が証明されている納税証明書又は町税の納付状況等調査同意書 9 申請者と建物所有者が異なる場合は、建物所有者同意書 10 その他町長が必要と認める書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	
定置用リチウムイオン蓄電システム	
電気自動車等充給電設備（V2H）	
太陽熱利用システム	
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システム）	
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、電気自動車等充給電設備（V2H））	
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、断熱窓改修工事）	

一体的導入【Z E H】 （住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、高性能外皮等）	1 設備の設置概要書 2 工事請負契約書又は売買契約書の写し 3 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し） 4 設備を設置又は購入しようとする住宅の位置図、住宅全体の平面図 5 工事着工前の設置予定場所の現況写真又は住宅引渡し前の設置場所の現況写真（カラー写真） 6 設備の規格等がわかるパンフレット等の参考書類 7 申請等の手続きを委任する場合は委任状 8 申請時に住民登録がある市町村の市町村税の完納が証明されている納税証明書又は町税の納付状況等調査同意書 9 申請者と建物所有者が異なる場合は、建物所有者同意書 10 国が実施するZ E H支援事業の交付申請をした場合は、国が実施するZ E H支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し等（交付決定を受けている場合は交付決定通知の写しも含む。） 11 国が実施するZ E H支援事業の交付申請をしない場合は、B E L S評価書の写し 12 その他町長が必要と認める書類
--	---

別表第4（第8条関係）

設備の区分	提出書類
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	1 設備の設置概要書 2 設備の設置費又は住宅の購入費に係る領収書の写し
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	3 領収経費の内訳が明記されている書類の写し（補助対象経費が確認できるもの）
定置用リチウムイオン蓄電システム	4 工事完了証明書等の工事期間が記載された書面
電気自動車等充給電設備（V2H）	5 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの）
太陽熱利用システム	6 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもので、住宅の全景を含むもの）（カラー写真） 7 対象設備付き住宅購入（設置）者にあつては、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し 8 住民基本台帳の閲覧同意書 9 その他町長が必要と認める書類
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システム）	1 設備の設置概要書 2 設備の設置費又は住宅の購入費に係る領収書の写し 3 領収経費の内訳が明記されている書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） 4 工事完了証明書等の工事期間が記載された書面
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、電気自動車等充給電設備（V2H））	5 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの） 6 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもので、住宅の全景を含むもの）（カラー写真） 7 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び

	公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し 8 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し 9 対象設備付き住宅購入（設置）者にとっては、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し 10 住民基本台帳の閲覧同意書 11 その他町長が必要と認める書類
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、断熱窓改修）	1 設備の設置概要書 2 設備の設置費又は住宅の購入費に係る領収書の写し 3 領収経費の内訳が明記されている書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） 4 工事完了証明書等の工事期間が記載された書面 5 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの） 6 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもので、住宅の全景を含むもの）（カラー写真） 7 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し 8 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し 9 窓改修位置が明示された図面及び改修後の写真（すべての改修箇所について、着工前後の状況を示す写真と対照できるもの）（カラー写真） 10 窓改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類

	11 住民基本台帳の閲覧同意書 12 その他町長が必要と認める書類
一体的導入【Z E H】 （住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、高性能外皮等）	1 設備の設置概要書 2 設備の設置費又は住宅の購入費に係る領収書の写し 3 領収経費の内訳が明記されている書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） 4 工事完了証明書等の工事期間が記載された書面 5 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの） 6 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもので、住宅の全景を含むもの）（カラー写真） 7 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し 8 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し 9 建物の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し 10 国が実施するZ E H支援事業の交付申請をした場合は、国のZ E H支援事業の完了実績報告書の写し及び補助金額確定通知書の写し 11 国が実施するZ E H支援事業の交付申請をしない場合は、B E L S評価書の写し（交付申請時に提出した場合は不要） 12 住民基本台帳の閲覧同意書 13 その他町長が必要と認める書類

別表第 5（第 11 条関係）

設備	処分の承認を必要とする期間
住宅用太陽光発電施設	設置が完了した日から17年
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	設置が完了した日から5年
家庭用燃料電池システム	設置が完了した日から6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	設置が完了した日から6年
電気自動車等充給電設備（V2H）	設置が完了した日から5年
太陽熱利用システム	設置が完了した日から15年
断熱窓改修工事	設置が完了した日から10年
高性能外皮等	設置が完了した日から6年